会　長　声　明

１　本日、２名の死刑確定者に対して死刑が執行された。２０１５年（平成２７年）６月に続くわずか半年の間の執行であることに加え、そのうちの１名は裁判員裁判による死刑確定者として初めて執行されたものであり、社会に与える影響も小さくない。

現法務大臣のもとでは初めての執行ではあるものの、現政権の死刑に対する姿勢も踏まえれば、さらなる執行がなされることへの懸念はより一層高まっている。

２　死刑をとりまく問題状況について、従前から当会が指摘している点に何ら変わりはない。すなわち、死刑事件について、４件もの再審無罪判決が確定しており（免田・財田川・松山・島田各事件）、えん罪によって死刑が執行される可能性が現実のものであることが明らかにされた。また、２０１４年（平成２６年）３月には、死刑判決を受けた袴田巌氏の再審開始と死刑および拘置の執行停止も決定され、現在もなお死刑えん罪が存在することが改めて明らかとされたばかりである。

なにより、死刑は、かけがえのない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、罪を犯した人が更生し社会復帰する可能性を完全に奪うという問題点を含んでいる。のみならず、死刑判決が誤判であった場合にこれが執行されてしまうと取り返しがつかない。かかる刑罰は、いかなる執行方法によったとしても、残虐性を否定することができない。

それゆえ、死刑の廃止は国際的にも大きな潮流となっている。

このような問題を看過して次々と死刑を執行する姿勢には大きな疑義を挟まざるを得ない。

３　日本弁護士連合会も、上記のような死刑の問題状況を踏まえ、２０１４年（平成２６年）１１月に、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、有識者会議の設置や死刑に関連する情報の公開などを具体的に求め、全国民的議論が尽くされるまでの間、全ての死刑の執行を停止することに加え、死刑えん罪事件を未然に防ぐため、全面的証拠開示制度の整備や再鑑定を受ける権利の確立などを要請した。

４　当会は、政府に対して、今回の死刑執行について強く抗議の意志を表明するとともに、今後、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討がなされ、それに基づいた施策が実施されるまで、一切の死刑執行を停止することを強く要請す

るものである。

２０１５年（平成２７年）１２月１８日

福岡県弁護士会会長　　斉　藤　芳　朗